

和歌山県の平成29年度決算に係る健全化判断比率等(暫定値)

和歌山県の平成29年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率(暫定値)は以下のとおりです。

健全化判断比率

(単位:%)

| | ①実質赤字比率 | ②連結実質赤字比率 | ③実質公債費比率 | ④将来負担比率 |
|---------|---------|-----------|----------|---------|
| 平成29年度 | — | — | 8.7 | 196.0 |
| 平成28年度 | — | — | 9.5 | 193.9 |
| 早期健全化基準 | (3.75) | (8.75) | (25.0) | (400.0) |
| 財政再生基準 | (5.00) | (15.00) | (35.0) | |

1 ()内は、都道府県早期健全化基準及び財政再生基準(施行令第7条・第8条)

2 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「—」表示

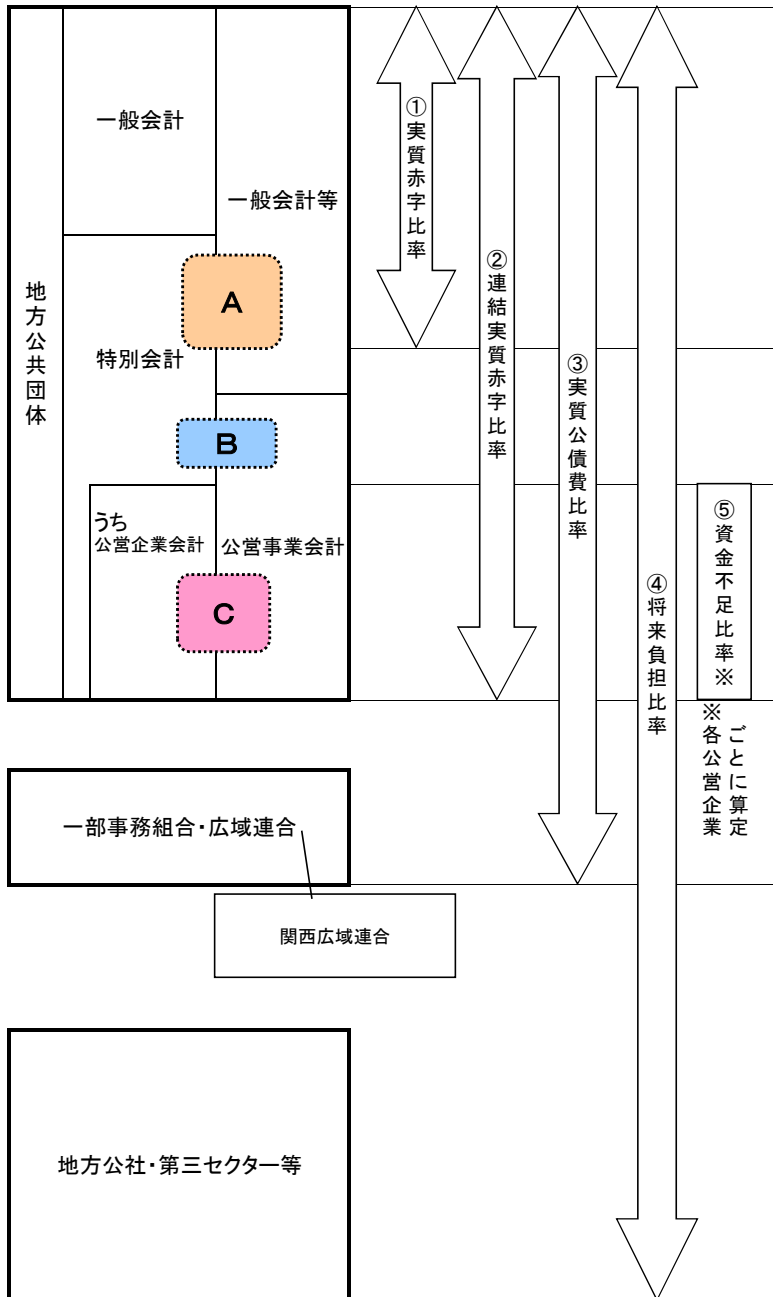
資金不足比率

(単位:%)

| 特別会計の名称 | ⑤資金不足比率 | 備考 |
|-------------------|---------|-------------|
| 和歌山県立こころの医療センター事業 | — | 経営健全化基準 20% |
| 和歌山県工業用水道事業 | — | 経営健全化基準 20% |
| 和歌山県土地造成事業 | — | 経営健全化基準 20% |
| 和歌山県営港湾施設管理 | — | 経営健全化基準 20% |
| 和歌山県流域下水道事業 | — | 経営健全化基準 20% |

* 資金不足額がない場合は「—」表示

和歌山県の健全化判断比率等算定対象



和歌山県の特別会計

【A＝一般会計等に属する特別会計】

- ① 農林水産振興資金特別会計
- ② 中小企業振興資金特別会計
- ③ 母子父子寡婦福祉資金特別会計
- ④ 修学奨励金特別会計
- ⑤ 職員住宅特別会計
- ⑥ 市町村振興資金特別会計
- ⑦ 自動車税等証紙特別会計
- ⑧ 用地取得事業特別会計
- ⑨ 公債管理特別会計

【B＝公営事業会計(公営企業以外)】

- ⑩ 県営競輪事業特別会計

【C＝公営企業会計】

- ⑪ 県立こころの医療センター事業会計(法適用)
- ⑫ 工業用水道事業会計(法適用)
- ⑬ 土地造成事業会計(法適用)
- ⑭ 県営港湾施設管理特別会計(法非適用)
- ⑮ 流域下水道事業特別会計(法非適用)

和歌山県の公社・第三セクター

- 土地開発公社
和歌山県土地開発公社
- 地方独立行政法人
公立大学法人和歌山県立医科大学
- 損失補償債務のある設立法人等
(一社)わかやま森林と緑の公社
(公財)和歌山県農業公社

<用語解説>

実質赤字比率

一般会計と特別会計(以下「一般会計等」という。)の実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字比率

一般会計等に加え、公営企業会計や地方公共団体に設置された全ての会計の赤字額・黒字額を連結し算定した赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標。
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において新たに導入された。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質公債費比率

地方公共団体に設置された全ての会計(含む 一部事務組合等)における一般会計等が負担すべき地方債の償還金の標準財政規模に対する割合を示す指標。

$$\text{実質公債費比率 (3ヶ年平均)} = \frac{\text{地方債元利・準元利償還金} - \text{基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

将来負担比率

地方公共団体に設置された全ての会計、一部事務組合等、土地開発公社道路公社、第三セクター等を含めた負債のうち、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す指標。
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において新たに導入された。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

資金不足比率

各公営企業会計単位の実質赤字額(資金不足額)の事業規模(営業収益等)に対する割合を示す指標。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する財政健全化計画等

| | |
|---------|---|
| 財政健全化計画 | 健全化判断比率が一つでも早期健全化基準を上回った場合、「財政健全化計画」の策定が必要。計画は、議会の議決を得て、速やかに住民に公表し、総務大臣への報告が義務付けられている。 |
| 財政再生計画 | 将来負担比率を除く健全化判断比率が一つでも財政再生基準を上回った場合、財政再生計画の策定が必要。財政再生計画は議会の議決を得て、速やかに住民に公表する。計画について、総務大臣の同意がなければ、災害復旧事業債等を除き、地方債の発行は不可となる。 |
| 経営健全化計画 | 各公営企業会計の資金不足比率が経営健全化基準(20%)を上回った場合、「経営健全化計画」の策定が必要。計画は、議会の議決を得て、速やかに住民に公表し、総務大臣への報告が義務付けられている。 |